令和６年８月 20 日

伊勢市議会議長　藤原　清史　様

研修参加報告書

日本共産党　楠木宏彦

第 53 回議員の学校「公共施設の複合化・民営化を考える」
2024 年８月５日～６日　東京都都立多摩図書館セミナールーム
NPO 法人多摩住民自治研究所　主催

１日目　①ゲスト講義　尾林芳匡氏（八王子合同法律事務所）
「自治体民営化の動向」

②実践報告　真鶴町（神奈川県），多摩市社会教育を考える会

1999 年、「PFI 法」。（Private Finance Initiative）民間の資金やノウハウにより公共施設の建設と調達を行うことを進める法律。施設、道路や鉄道・水道等の大規模な建設事業を企画から建設・運用まで民間に。

問題点：①財政難の下でも施設建設が推進できる②自治体の関与と住民の立場の後退のおそれ（「仕様発注から性能発注へ」……「仕様発注」とは、部屋数や柱の数、建材など仕様を決めて発注するもの。細部にわたって自治体が関与する。「性能発注」とは、性能さえ満たせば、デザインや仕様は民間任せ。PFI 施設の特徴は、外壁はガラス張り、吹き抜けがある、じゅうたんを敷くなど、外見重視の傾向がある。）③自治体と企業との癒着のおそれ（長期間契約の莫大な利）④事故等の損失の負担が自治体に⑤結局は経費負担増。

会計検査院 PFI 報告書（2021 年５月 14 日）
「一部の PFI 事業で、…PFI 方式の経済的な優位性が高く評価されていた可能性」を指摘している。

世田谷区役所新区庁舎の建設に当たってなぜ PFI を使わなかったか（世田谷区役所 HP）
平成 29 年２月 29 日
世田谷区本庁舎等整備に係る事業方式について
世田谷区本庁舎等整備基本構想では、事業方式について、「本事業での事業者の選定にあたっては、設計段階から実践的な施工計画を踏まえた高度な技術力を求めるとともに、透明性や公開性を確保すること、区や区民の意見を十分に反映させることを条件として、従来から採用している「設計・施工分離発注方式」によることを基本とする。」としている。これまでの区における検討の結果、主に以下の理由で上記の判断に至った。

収受
6. 8. 20
伊勢市議会

1　ＰＦＩ事業方式を採用しない理由

1）庁舎の配置や構成は設計者の提案を受け最終的に決定することとするなど、設計を進めるなかで決定すべき与条件が多く残されていること。

2）社会情勢の変化によるレイアウト変更や災害時の対応など、柔軟な対応が求められ、要求事項の変更が想定されること。

3）設計・施工の各段階で、事業の公開性を確保し、区民、区議会、区の意向をきめ細かく反映させることが求められること。

4）本事業の立地条件では、多くの余剰床は確保できず、収益事業等、民間ノウハウの活用範囲は限定的となること。

2　ＤＢ方式を採用しない理由

この方式は、施工者の実践的な新技術などを活用することにより、コスト縮減や工期短縮などを図る可能性があるが、本事業は敷地条件等から必ずしも高度、特殊なノウハウがなければ建設できない条件であるとまではいえない。一方、設計段階での発注者の要望や区民意見等の柔軟な対応、プロセスの公開性などにおいて課題がある。

設計者選定の前提

事業方式については、事業の各段階で検証・確認や調整・変更が可能で、プロセスの公開性を高めることができ、設計段階で区民や議会、区の意見のきめ細かな反映も可能な「設計・施工分離方式」を採用し、これを前提として設計者の選定を進めることとする。

「民営化」とは、民間は利益を追求しなければならないという「経済的本質」がある。利益を上げるため（利益配当、役員報酬を捻出する必要）の人件費削減…必然的に非正規雇用、職員の雇用環境、就労環境の劣悪性につながる。

自治体の行政能力の劣化が起こっているのではないか。住民の要求をどうとらえるか、という力量が低下し、いかに民間に事業を丸投げするか、という点に力が注がれているのではないか。（②実践報告の議論で出された論点）

指定管理制度について、片山総務相の記者会見（2011年1月5日）

「コストカットのツールとして使ってきた疑いがある。公共図書館などは指定管理になじまない。行政が直営で、スタッフを配置して運営すべきだ。結果として、官製ワーキングプアを随分生んでしまっている」

会計年度任用職員について

公有地での営利事業の推進

・東京都渋谷区では区役所の建て替えに当たり、巨大なマンションと区役所を併設。
・山梨県・大月駅　北側駅ビルに市役所庁舎移転、フロアをリース。駅ビル建設費35億円、リース料3億円×20年。

1日目　**②実践報告**

公共施設総合管理計画策定に当たって、町民との対話をすすめ、計画内容の説明などをし、町民の意見聴取を行っている。

公営のままでは、単なる貸館のままになってしまうのではないか。

社会教育施設が真にその価値を発揮するためには、「社会教育主事」を市の職員として配置するだけで、かわる。民間に任せる、民間のノウハウを利用するという問題ではないのではないか。正規の市の職員の専門性を上げることが大事だ。

2日目　**①集中講義　森裕之氏（立命館大学教授）**

「公共施設再編と自治体財政」

公共施設等マネジメントの流れ

人口減少、老朽化、財政逼迫→公共施設等の削減は合理的。

その一方で、地域はさまざまな住民が暮らす場であり、その中に公共施設等が不可分のものとして組みこまれている。という点から考えると、「コミュニティからみた合理性」という視点が必要。

森裕之氏の主張

「人と人をつなげることが行政・公共施設の役割」

公共施設等総合管理計画

国「インフラ長寿命化基本計画」平成25（2013）年11月策定

地方「公共施設等総合管理計画」「個別施設計画」

地方財政措置

「公共施設等適正管理推進事業債」　充当率90%

対象事業は

①集約化・複合化事業

②長寿命化事業

③転用事業

④立地適正化事業

⑤ユニバーサルデザイン化事業

⑥脱炭素化事業（令和4年度～7年度（4年間））

⑦除却事業

こども・子育て支援事業債の創設

2024年　第53回議員の学校　資料　（総務省HP）

令和6年版地方財政白書（令和4年度決算）より

第３部　最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

１．こども・子育て政策の強化　（以下　２．物価高への対応、３．デジタル田園都市国家構想等の推進、……）

第３部　最近の地方財政をめぐる諸課題への対応

1　こども・子育て政策の強化

少子化は我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する 2030 年代に入るまでに少子化トレンドを反転させ、人口減少に歯止めをかけなければ、持続的な経済成長の達成は困難となる。2030 年（令和 12 年）までがラストチャンスであり、政府として次元の異なる少子化対策を進めることとしている。

地方公共団体は、こども・子育てサービスの多くを提供する主体であり、現場において果たす役割が極めて大きいことから、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要がある。

(1) こども・子育て支援加速化プラン

次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）において、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）が掲げられ、その大宗を３年間（令和８年度まで）で実施することとされている。加速化プランの予算規模は、国・地方の事業費ベースで 3.6 兆円程度と見込まれており、その内訳は以下のとおりとされている。

ア　ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組　1.7 兆円程度

イ　全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充　1.3 兆円程度

ウ　共働き・共育ての推進　0.6 兆円程度

令和６年度までにおける充実額は、国・地方の事業費ベースで累計 1.3 兆円程度（うち令和６年度 1.0 兆円程度）とされており、令和６年度の地方負担の増（2,251 億円）について、その全額を地方財政計画の一般行政経費（補助）等に計上するとともに、新たに地方交付税措置を講じることとしている。

(2) こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進

こども未来戦略に基づく取組に合わせて、地方公共団体において地域の実情に応じた現物給付事業を拡充することが見込まれることから、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、令和６年度の地方財政計画において、一般行政経費（単独）を 1,000 億円増額して計上している。

(3) こども・子育て支援事業債の創設

地方公共団体が、こども未来戦略に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、地方財政計画の投資的経費（単独）において、「こども・子育て支援事業費」を創設し、令和6年度は500億円を計上している。

対象事業は、公共施設及び公用施設におけるこども・子育て支援機能強化に係る施設整備並びに児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園等の子育て関連施設の環境改善に係る地方単独事業としており、国庫補助事業に関連して実施される地方単独事業、社会福祉法人等が整備する施設に対する補助金についても対象としている。なお、事業期間については、加速化プランの実施が令和10年度までに完了することとされたことを踏まえ、令和10年度までとしている。

(4) こども子育て費の創設

普通交付税の算定に当たり、地方公共団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、道府県分・市町村分の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費」を創設し、以下の財政需要を一括して算定することとしている。

ア　加速化プランに基づく地方公共団体の財政需要

イ　地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に実施するこども・子育て政策（ソフト）に係る財政需要

ウ　従来の「社会福祉費」、「（保健）衛生費」、「その他の教育費」等において算定しているこども・子育て政策に係る財政需要

なお、人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じることとしている。

(5) 児童虐待防止対策体制の強化

児童虐待防止対策体制の強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、児童相談所における児童福祉司を令和6年度までの2年間で約1,060名増員し、令和6年度に全国で約6,850名配置すること、児童心理司を令和8年度までの4年間で約950名増員し、令和8年度に全国で約3,300名配置することが目標とされている。

これを踏まえ、令和5年度に引き続き、令和6年度に児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名それぞれ増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしている。

立地適正化計画

「都市機能誘導区域」をつくる

都市中心部に住みやすくし、周辺部分を住みにくくする。周辺部分は資産価値が下がる。

○秦野市「まちづくりのあり方」と公共施設の削減について理念を明確に持っている。

たとえば、小学校とコミュニティの関係

小学校区は大切なコミュニティの単位！

一緒に年を重ねてきた人たちのつながりを大切にしていきたい。

昭和の合併までの旧村単位の学校は現在でもコミュニティの中心であり、よほどのことがないかぎり、統廃合はしない。

義務教育施設と地域施設の複合化、小規模地域施設の移譲と開放などを進める。

市街化区域の公共施設の土地を社会福祉法人に貸すことによって、高齢者にとって便利な街づくりを進める。

○都城市「『記憶』と『人と人の繋がり』による公共空間の再生

かつて中心市街地には４つの百貨店が存在していた。モータリゼーションの進行と大型店舗の郊外出店にともない、中心市街地にあったすべての百貨店が廃業し、さらにはその周辺に広がっていた商店街も衰退していく。

中心市街地の公共施設等の再配置

まちの「記憶」と公共施設の矜持

まちなか広場を配置し、そこで年200回以上のイベントを行っている。→つまり、「人と人の繋がりをつくる」「市民にとっての懐かしい場所をのこす」

学校統廃合は公共施設問題の本丸！

・自治体の公共施設において、学校が占める割合が最も多い。
・学校は地方自治の歴史そのものであり、地域とのつながりが非常に深い。
・少子化、財政ひっ迫のなかで、学校は聖域化できなくなっている。
・子どもの教育環境を考える要素は多様で複雑。自治体の高次元の判断と調整が求められる。

学校配置の規範的基準

①科学的な知見に基づく専門性。

②教育を受ける権利の補償。

③公平性・平等性。

④民主的手続き。

文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」、2015年。

学校を統廃合するときは、廃校の活用まで考えておかなければならない。

2日目　**②シリーズ講義　講師　石川満氏**

市町村の高齢者施策はどうあるべきか

「『老人福祉法』

第二条（基本的理念）…生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第四条（老人福祉増進の責務）　国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

第五条の四（福祉の措置の実施者）第２項　市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一　老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二　老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

第六条　市…は、福祉事務所に、…次に掲げる業務を行う所員として、社会福祉主事を置かなければならない。

一　福祉事務所の所員に対し、老人の福祉に関する技術的指導を行うこと。

二　…専門的技術を必要とする業務を行うこと。

老人福祉法に書かれたこれらの業務を自治体がきちんとやっているかに尽きる。

市町村が必要な実情の把握に努めているか。相談に応じているか。介護保険事業者、地域包括支援センターにまかされていて、市としての把握は十分ではないのではないか。

また、６条にある、所員に対して老人の福祉に関する技術的指導を行うことができる社会福祉主事、あるいは、専門的技術を必要とする業務を行うことができる社会福祉主事が配置されているか。

これら地方公共団体の責務とされている業務や職員配置が、法律に書かれているように実施されていることが必要である。

伊勢市議会議長　藤原　清史　様

令和6年8月20日
日本共産党　川口　浩[redacted]

研修報告書

NPO法人多摩住民自治研究所の第53回議員の学校「公共施設の複合化・民営化を考える」に参加しましたので、下記の通り報告します。

1　研修概要

日時：令和6年8月5〜6日
会場：都立多摩図書館セミナールーム（東京都国分寺市）
講義内容：日時、テーマ、講師

（1）5日13:00〜15:00
ゲスト講義「自治体民営化の動向」
八王子合同法律事務所　弁護士　尾林芳匡氏

（2）5日15:00〜16:55
実践報告「公共施設再編の最前線から」
神奈川県真鶴町長　小林伸行氏
多摩市の社会教育を考える会・法政大学教授　荒井容子氏

（3）6日10：00〜12：00
集中講義「公共施設再編と自治体財政」
立命館大学教授　森裕之氏

（4）6日13：00〜15：00
シリーズ講義「市町村の高齢者政策はどうあるべきか」
元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事　石川満氏

2　講義概要・所感

（1）　自治体民営化の動向

【概要】自治体民営化は政府の旗振りで1999年のPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）法、2000年の構造改革特区法、2003年の「公の施設の指定管理者」（地方自治法改正）などの立法、法改正が進められてきた。営利企業に行政に代わって公共サ

6.8.20

ービスを担わせると非正規、派遣に担い手が置き換えられる。民営化されると全体のコスト削減の中で、市場調達の物的経費はほとんど減らないが、利益配当や役員報酬の確保を目指す結果、人的経費が圧縮される。地域の購買力、所得税収が減少し、利益は企業の本社に吸い取られる。こうした民営化の理解、批判について正面からの反論はない。

PFI の問題点としては、財政難のもとでも施設建設推進、自治体の関与と住民の立場の後退（仕様発注から性能発注へ）、自治体と大企業との癒着のおそれ、事故などの損失負担の問題から、結果として自治体の経費負担が増大することが多い。失敗事例としては、仙台松森 PFI（プールの天井崩落事故）など多数があり、PFI 法改正などの規制緩和、財政支援が行われたが、PFI を止める事例が相次いでいる。保育、学童保育、介護、都市公園・再開発、図書館、公立病院など各分野の問題事例を見た。公共施設の指定管理者制度についても住民サービスの低下、官民の癒着、官製ワーキングプアなどの問題が浮き彫りになっている。

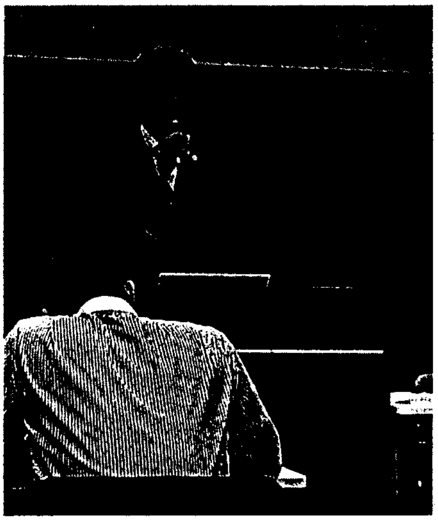

質疑応答では、翌日の講師である森教授から、公共施設併設の飲食、小売りなど自治体の不得意な分野については、民間企業の参入を考えるのが合理的であるとの指摘があった。

【所感】尾林弁護士は PFI、指定管理者制度に批判的な論者である。2021 年に会計検査院が国の PFI 事業について財政上の効果に疑問を投げかけるなど、PFI が曲がり角を迎えているのは事実であろう。PFI を導入すれば低コストで公共施設を建設、運営できると安易に考えるのでなく、住民の声を聞き、住民サービスのあるべき姿を議員が論議して着地点を見つけていく努力が必要である。

（２）公共施設再編の最前線から

【概要】真鶴町は人口 6,637 人、週刊ダイヤモンドの「将来財政窮乏度ランキング」18 位と県内唯一の過疎地域である。まちづくり条例で景観保護、町並み保存を重視している。公共施設の維持更新に一般会計予算の 20％を使わざるを得ない現状で、公共施設の総量削減を一気に進める方針だ。17 年に策定した公共施設総合管理計画（20 年に一部改定）の改定を 24 年度中に検討している。前町長の不祥事、リコールを経て、23 年 11 月に当選した小林町長は「全てに適用できる万能な理念はないのではないか」と、観光・集客系の施設は民営化し、福祉・文化系の施設は行政で担っていくという考え方である。

一方、荒井教授は社会教育（成人教育、公民館づくり）の研究者で、多摩市の地域図書館廃止に待ったをかける住民運動を担ってきた。同市の公共施設再編計画で示された四つの地域図書館の廃止案をストップさせ、地域館の存続、本館の整備という成果を得た。

その経験から、市長、職員、住民、議員が意見を戦わせながら、最善の解決策を納得し合って決めていくことが大切だという。

【所感】小林町長と荒井教授の公共施設再編に関する考え方は対照的で、両自治体のおかれた状況も異なることから、報告後のクロストークでは両者の意見は全く噛み合わなかった。こうした対立点の中からどのように一致点を見出していけるのか、議員、議会の役割を大いに考えさせられた。

（3）公共施設再編と自治体財政

【概要】公共施設再編の前提として、地方交付税交付金の算出基盤となる自治体人口の減少を受け止める必要がある。公共施設の延床面積ベースでは、小中学校の比率が圧倒的に高く、地域コミュニティーの中核であるから、小中学校は公共施設再編問題の本丸である。人口減、老朽化、財政ひっ迫を念頭に置くと、公共施設の削減は合理的である。同時に、住民コミュニティーの視点でその合理性について考えていく必要がある。基本的人権、社会的弱者の保護などの主張は正しいものの、優先順位を付けていく、対話の中で合意を得ていくのは議員の仕事である。

公共施設維持更新のオーソドックスな事例として大阪府富田林市を、都市機能誘導区域に公共施設を集約していく北九州市、15 市町村合併で旧自治体の施設を残したが、財政危機に直面している新潟市、人口の少ない地域の集会施設や小中学校などの公共施設を一気に減らした浜松市などの事例をそれぞれ取り上げた。

【所感】今回最も聴きたかった講義である。森教授の著書「市民と議員のための自治体財政」「自治体財政を診断する」は、議員が財政を学ぶ上で最良のテキストであろう。今回の講義資料に「個々の分野に対する財政要求は、その地域社会における価値の優先度を決める上で意味があるが、他方では財政運営全体としての視点も持たなくてはならない」との記述があり、公共施設マネジメントを考えていく上で深く心に刻みたい。

（4）市町村の高齢者政策はどうあるべきか

【概要】軽んじられがちな日本国憲法（第 13 条、個人の尊重と幸福追求権）、老人福祉法の目的や理念、市町村の責務をあらためて確認した。高齢者の生活実態を最新の国民生活基礎調査、生活保護、国民年金加入者の納付状況などを見た。高齢単身世帯、特に女性の

貧困率が高くなっている。

認知症基本法の施行に伴い、市町村は認知症ケアの計画策定が努力義務とされた。自治体が認知症の人の意思決定をどう支援し、権利を守っていくのかが課題である。

高齢者虐待の相談・通報件数は令和4年度に3万8291件と過去最高で10年連続で増えている。虐待は息子など家族によるものが多い。虐待の通報先は市町村になっており、市町村の立ち入り調査などの権限が定められているが、誰が担うのか。専門職の配置、予算措置などを確認する必要がある。

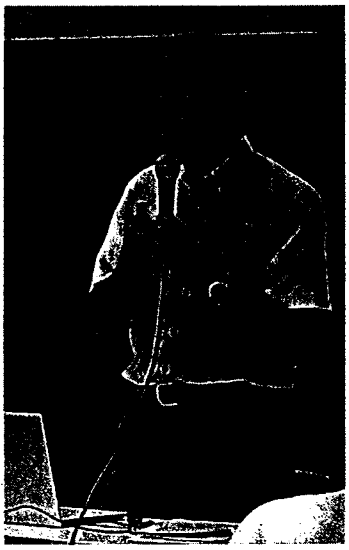

介護事業所の倒産が増えている。中でも介護報酬削減で訪問介護事業者の倒産が目立つ。介護人材の不足にどう対応していくか、手厚い報酬体系にするしかない。介護報酬の引き上げには介護保険料を上げる仕組みになっている。介護人材の育成、確保のため、自治体が返済不要の奨学金制度を整備することが必要である。

高齢者の住宅確保は福祉の原点である。慣れ親しんだ地域で終末まで過ごせる住宅をどう確保していくかも課題になっており、地域密着型特養、小規模老健、小規模医療介護院など多様なニーズに応えていかなければならない。財源として、地域医療再編のために都道府県に設けられた地域医療介護総合確保基金事業の活用も一つの手である。

【所感】高齢者福祉では特に住宅問題に関心がある。所得の少ない人の「終の棲家」を自治体がどのように提供していくかは、人口減、財源縮小、さらに空き家が増加する中で難しい問題である。講義の中で紹介された、小規模養護老人ホーム、小規模ケアハウス、生活支援ハウスなどの比較的規模の小さい住宅に興味を持った。また、高齢者虐待の実態は伊勢市ではどうなのか、立入検査の状況も合わせて早速調べてみたい。

以上

伊勢市議会議長　藤原　清史　様

令和 6 年 11 月 27 日
日本共産党　川口　浩[redacted]

研修報告書

NPO 法人多摩住民自治研究所の第 54 回議員の学校「急増する非正規公務員と住民福祉」にオンライン参加しましたので、下記の通り報告します。

1　研修概要

日時：令和 6 年 11 月 13～14 日　自宅にて視聴

講義内容、日時、テーマ、講師：

（1）13 日 13:00～15:00
集中講義「自治体の責務と自治体職員の役割」
元東京都日野市職員・議員の学校前学校長　池上洋通氏

（2）13 日 15:10～16:40
実践報告「会計年度任用職員制度の実際と矛盾－公民館での経験から」
名寄市立大学講師　菊池稔氏
実践報告「職員の半数以上を占める会計年度任用職員－小平市の場合」
前東京都小平市議会議員　橋本久雄氏

（3）14 日 10：00～12：00
ゲスト講義「公務員志願者激減と増加する専門職非正規公務員という問題」
立教大学コミュニティ福祉学部特任教授　上林陽治氏

（4）14 日 13：00～15：00
シリーズ講義「社会福祉専門職及び福祉事務所制度と地方財政措置」
元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事　石川満氏

2　講義概要・所感

（1） 集中講義「自治体の責務と自治体職員の役割」

【概要】全国の自治体職員数の部門別増減を 1994 年と 2021 年の比較で見ると、一般行政部門が 20.4%減の 93 万 4521 人、教育部門が 16.9%減の 106 万 4659 人、公営企業等

収受
6.11.27
伊勢市議会

会計部門も18.3%減の34万9242人など、全体で14.7%減、48万1831人減の280万661人と大幅に減少した。地方公務員の長期病休者数の推移を2012年からの10年間で見ると、右肩上がりで増えており、中でも精神・行動障害による長期病休の比率が65.8%と15ポイントも上昇している。1970年代以降の新自由主義、「小さな政府」論を契機に公務員削減が続いており、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中でも日本は総被雇用者に占める公務員の比率が最も低くなっている。こうした中で地方自治体の果たすべき役割は何か。昭和38年の最高裁判決は地方自治の意義を語っている。すなわち「地方公共団体といい得るためには、(中略)相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とする」というものだ。地方自治を考える上で大切なのは「住民」概念である。地方自治体の主体者は「当該地域に住む国民」ではなく、当該自治体に居住し、国籍不問の「住民」である。地方公共団体はこの住民の人権を守る責務を負っている。

【所感】池上前校長から、地方公共団体になぜ司法権が与えられていないのかという問いかけがあった。この回答は地方議会には百条委員会のように事実上の司法権が与えられているというものである。あらためて議員としての自覚を促された。議員、議会の役割とその行使について議員活動を実践しながら学んでいきたいと感じた。

（2）実践報告

【概要】菊池講師は大学院博士課程修了後、東京都西部の市で会計年度任用職員として公民館での社会教育に携わった。しかし、業務や企画を起こす際の起案が会計年度任用職員には認められておらず、正職員の手を借りないと仕事が進まなかったという。職員研修も年1、2回と正職員に比べて少なく、実務に役立たない内容だった。また正職員から職員扱いされなかった辛い経験も語った。一方、橋本前市議は東京都小平市で起きた会計年度任用職員の懲戒免職処分の撤回を求めている。市議会での会計年度任用職員のサービス残業防止、公務災害補償の周知の請願採択にこぎつけた。

【所感】菊池講師は「会計年度任用職員の個別具体的な悩みを聞いて質問に立ってほしい」と地方議員の参加者に呼びかけた。会計年度任用職員の処遇改善は急務だが、単に賃金の引き上げだけでなく、働く者としての尊厳を守ってほしいという経験者ならではの訴えだった。当事者の声を聞いていく重要性を感じた。一方、橋本氏が報告した小平市の懲戒処分のケースは事実関係が詳らかでないため、評価は難しいが、会計年度任用職員のサービス残業、公務災害補償について問題提起となっている。

（3）「公務員志願者激減と増加する専門職非正規公務員という問題」

【概要】総務省が2023年12月、公務員の「確保」を強調する方針を出した。公務員志望者の減少傾向がその背景にある。定数減で一人が担う仕事量、領域が拡大。正職員の人事モデルはゼネラリスト志向で、専門職採用が減っている。例えば児童福祉士の3分の1

はキャリア３年未満になっている。公務員志望は民間の二番手、不況になり民間の採用意欲が低くなると公務員志望者が増える現状だ。せっかく公務員になっても辞める人が増えている。辞める理由としてOJTの機能不全、業務量過多に伴うやりがいの希薄化、暗黙のルール、慣行、業務体制など、仕事や職場への戸惑いがある。若く職位の低い職員のメンタル不調も目立つ。会社、組織への愛着は日本が最低水準。１人ひとりのやりがいを高める組織にしているか問われている。福岡県内の自治体職員を対象としたある調査では、入庁満１年目までの時期がやりがいのピークで、その後の数年間で大きく減退していく傾向が明らかになった。ところが、女性支援相談員など専門職の会計年度任用職員はやりがいを感じている比率が高い。若手正職員の仕事の領域を明瞭にすることなどが必要だ。ある市では、会計年度任用職員の準正規化(定数を設ける)に取り組んでいる。

【所感】上林教授の会計年度任用職員に関する著書を何冊か読んでおり、とても期待して受講した。会計年度任用職員の問題にとどまらず、公務員のワーク・エンゲージメント（やりがい）向上についても言及されており、期待通りの内容だった。官民問わず人事・賃金制度は資料を読むだけでは理解しにくいことが多いが、公務員人事・賃金制度を理解し、改善を提案していく上で大きな手掛かりを頂いたように感じている。

（４）「社会福祉専門職及び福祉事務所制度と地方財政措置」

【概要】社会福祉法は福祉サービス利用者の利益を保護し、地域における社会福祉の推進を図るものである。都道府県、市は福祉事務所の設置義務があり、所員の定数については生活保護の被保護世帯数に従って同法第14条で定められている。1951年の社会福祉事業法（現社会福祉法）制定以来、定数は変わっていない。福祉事務所で指導、監督を行う所員、現業を行う所員は社会福祉主事でなければならない。しかし、「３科目主事」といわれる課題がある。社会福祉を学んでいなくても、法学部、経済学部の卒業者であれば社会福祉の有資格者とみなす現状があり、専門学習と実践を通じて社会福祉士に誘導する施策が必要である。また面接相談員、相談業務、ケースワークに会計年度任用職員を充てる事例もある。保護の申請受理、決定、変更を担当させることに問題がある。身体障害者福祉法などの社会福祉関係法では、市町村の責務と役割がそれぞれ規定されている。介護認定、虐待対応など公権力の行使に関わる業務であり、経験の蓄積という点からも正規の社会福祉専門職が一定数必要である。本来、地方交付税は財源の調整と保障の機能を持っている。基準財政需要額のうち厚生費として社会福祉関係の職員数、専門職が算定されているが、必ずしも十分な職員数になっていないという課題がある。

【所感】６月議会で女性支援新法、９月議会で高齢者虐待防止法について一般質問で取り上げてきたこともあり、専門職のニーズが拡大していることは言うまでもない。困難を抱えた人を最後に支えるのは地方自治体以外になく、会計年度任用職員の比率が高い専門職をどう位置付けていくか、議会で議論していきたい。

以上